日本書紀研究会会則

第一条

本会は「日本書紀研究会」と称する。

第二条

本会は所在地を会計委員の居所（住所）とし、事務局を事務局長の居所（大阪府内）もしくはその近隣府県内に置く。

第三条

本会は会員相互の研究の便宜をはかるとともに、『日本書紀』の研究の普及・発展に資することを目的とする。

第四条

本会はつぎの事業を行う。

『日本書紀研究』その他の図書の編集発行。

研究会、講演会、研究旅行、その他の事業。

第五条

本会は本会の目的及び事業に賛成するもので、別に定める会費を納める者をもって会員とする。

第六条

本会の運営は編集委員会が行う。

編集委員会は代表１名、副代表 1 名、事務局長１名、編集委員若干名、会計１名、会計監査 1 または 2 名にて構成する。

編集委員は総会において選出し、ただちに委員会を構成する。

編集委員会は『日本書紀研究』その他の書籍編集、研究例会・講演会・見学会等の企画運営、ホームページの運営、会計等の会務を行う。

任期は１年間とし、重任を妨げない。

第七条

本会の最高決議機関は総会とする。

総会は毎年１回、編集委員会が招集する。

総会の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

編集委員会が必要と認めたとき、あるいは 5 分の 1 以上の会員の要求があるときは臨時総会をひらくことができる。

第八条

本会の経費は会費、事業収入、その他の収入によってまかなう。

第九条

会則の変更は総会の決議による。

附則

この会則は 2019 年 5 月 1 日から施行する。

改正：2019 年 12 月 28 日決議、2020 年 1 月 1 日施行、2020 年 12 月 26 日改正決議、施行。

日本書紀研究会運営細則

第一条

本会の会費は年 3000 円とする。なお、学生（大学院生含む）は 2000 円とする。

第二条

会計の年度は 1 月から 1 年間とする。

第三条

会費を 2 年間滞納した場合は、会員資格停止の対象となる。

第四条

総会は原則 12 月に開催する。

第五条

研究会は原則毎月 1 回、第 4 土曜日に月例会として開催する。

第六条

月例会では、非会員から会場代として 500 円を徴収する。

第七条

本会の役員および事務局は下記のように定める。

代表者　　塚口　義信
事務局長　上遠野　浩一
会　計　　生田　敦司

附則

この運営細則は 2020 年 1 月 1 日から施行する。